ዹ 貨物概要

塩蔵のいもづる(かんしょのつる)(36%)、細竹(ねまがりたけ)(15%)、わらび(5%)、きくらげ(7%)、なめこ(6%)、山せり(5%)を脱塩後カットし、調味液(砂糖の含有なし)(26%)に漬けたもので、各種惣菜の材料として使用されるもの

→ 分類

関税率表第 2008. 99 号 - 2 -(2) - B -(e) (統計番号 2008. 99-259) の植物の食用の部分の調製品

ዹ 分類理由

本品は、野菜等から成る具を調味液に漬けた調製食料品です。本品は、具を5割以上含有しており、これらの具に特性があると認められますので、具材のうち、最大重量を占めるいもづるの調製品として分類されます。

なお、いもづるは、一般に野菜とは認められないことから、野菜の調製品としてではなく、植物の食用の部分の調製品として上記のとおり分類されます。

↑ ↑ ↑

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります (関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)